

遠山郷学園における小学校の再編に向けた基本方針

令和7年8月

飯田市
飯田市教育委員会

1 基本的な考え方

(1) 遠山郷学園内の小学校の配置検討の視点

- ア 上村・南信濃地区の急激な少子化の進行による教育環境の変化に関する地域の皆さんの危機意識を受け止め、「学校は児童生徒の豊かな学びと成長を保障する場」であるとの認識に基づき、児童生徒をまんなかにおいて、児童生徒にとってよりよい学びの環境の整備と安全で安心な教育環境の確保をめざして取組を進めます。
- イ 「学校は地域の将来の担い手や支え手となる人材を育む場」でもあることにも留意し、関係する方々が手を取り合って再編に向けた取組を進めることができるよう、学校・地域・家庭との対話を通じて合意形成を図ります。

(2) これからの学校のあり方に関する審議との関係性

児童生徒数の減少や施設の老朽化が喫緊の課題となる地域の学校のあり方検討については、学園地域の課題感や危機意識の状況を見定めながら、地域や保護者の皆さんと協働して学園内の学校のあり方を検討していく方針であり、遠山郷学園内の小学校の再編に関しては、先行的取組として、市域全体における学校のあり方の審議と同時に進めていきます。

2 5つの基本方針

(1) 小学校の体制の移行について

ア 基本方針

児童の豊かな学びと成長を保障し、グランドデザインに基づく教育をより効果的に実践するため、遠山郷学園内の学校体制を、現在の1中学校2小学校体制から1中学校1小学校体制へ移行します。

イ 課題認識及び方針

- 上村地区における小規模特認校制度や地域を挙げての児童生徒への支援、南信濃地区におけるやまぎと親子留学などの教育移住に関する取組の成果が発現してきているものの、保護者の皆さんや地域の皆さんが抱く先行きに対する不安を解消するには至っていません。
- 現在の上村・和田両小学校における教育環境は、個に応じた指導がしやすいことや異学年間の交流が生まれやすいメリットがある一方で、人間関係の固定化や学校行事などの実施に難しさが生じ、児童生徒の発達を多面的・多角的に評価する機会が少ないといったデメリットも生じています。また、学級数が減少し複式学級となることで、教員の配置数が減り校務遂行が難しい面もあります。
- 上村保育園と和田保育園の合同保育が行われ、幼少期におけるこども同士の関係性が育まれてきていますが、小学校入学に伴い通学区の定めにより通学する学校が2校に分かれることで、合同保育で構築したこどもや保護者の関係性が一旦途切れてしまう課題があります。

- こうした課題を可能な限り克服し、不安を縮減し、児童の豊かな学びと成長を保障し、グラウンドデザインに基づく教育をより効果的に実践するため、遠山郷学園内の学校体制を、現在の1中学校2小学校体制から1中学校1小学校体制へ移行します。

(2) 活用する学校施設について

ア 基本方針

学校施設の安全性に鑑み、再編後の小学校は、現上村小学校の施設を利用します。

イ 状況認識及び方針

- 上村小学校の校舎及び体育館並びに和田小学校の教室棟以外の施設は、国の改築目安とされる築後50年を経過しており、建築年の面からは、上村小学校が和田小学校に比して安全性が高いと言えます。
- 和田小学校は、体育館の一部が土砂災害特別警戒区域に指定されているほか、教室棟、体育館の全部及びグラウンドの半分程度が土砂災害警戒区域に指定されています。一方、上村小学校は、校舎の東側の一部が土砂災害特別警戒区域に指定されているほか、校舎及び体育館の一部は土砂災害警戒区域に指定されているものの、体育館の大部分及びグラウンドは指定区域外であり、和田小学校に比して土砂災害に対する安全性は高いと言えます。
- 建設後の経過年数、防災面から見た学校施設の安全性に鑑み、現和田小学校施設の学籍、財産などを継承する小学校施設は、現上村小学校の施設とすることが妥当と判断します。

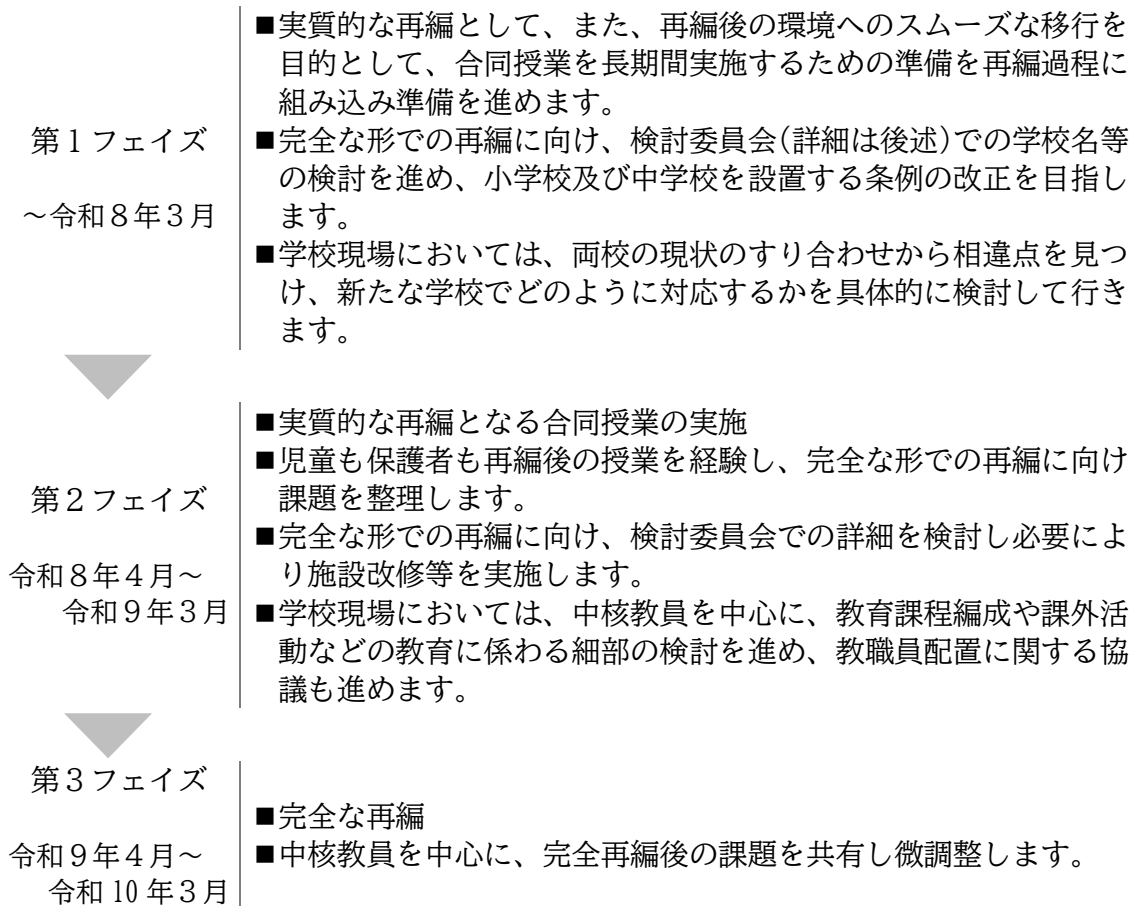
(3) 児童生徒をまんなかにおいた再編過程について

ア 基本方針

上村小学校と和田小学校の児童がともに学習する環境を可能な限り早期に実現する観点から、令和8年4月から実質的な再編となる合同授業を実施しつつ、令和9年4月の完全再編に向けて取り組みます。

イ 課題認識及び再編過程

- 保護者アンケートでは、「児童が環境変化についていけるか心配」、「児童の居場所である学校の環境変化が児童に及ぼす影響への心配」、「戸惑い等を表現できない児童もいることへの配慮が必要」などの意見があり、新たな学校生活へ円滑に移行することができるよう、保護者と学校がともに再編後の学級や授業のイメージを相互に共有するとともに、児童同士の相互理解を深めることに時間をかける必要があります。
- 再編に向け学校現場では、教育課程編成・授業づくり、学校行事や特別活動の調整、日課・清掃・給食といった学校生活、施設や備品の整備、その他学務に関する調整などを、日常的な教育活動とは別に進める必要があり、できる部分から検討や対応を進めるとしても、現状の児童の授業や学校生活への影響を最小限に抑えながら、新たな教育環境の構築に向けた検討や作業を進めるには一定程度の時間が必要です。
- 上記した事情はあるものの、保護者の意見を踏まえ地域一丸となってまとめていただいた要望内容を真摯に受け止め、上村小学校と和田小学校の児童がともに学習する環境を可能な限り早期に実現する観点から、令和8年4月から実質的な再編となる合同授業を実施しつつ、以下の再編過程を経て、令和9年4月の完全再編を目指します。



(4) 小規模特認校指定の継続について

ア 基本方針

再編後の小学校もこれまでと同様に小規模特認校に指定します。

イ 課題認識及び方針

- 遠山郷学園内の学校及び学園地域が一体となって取り組んできている小規模特認校制度は、教育移住の促進による児童生徒数の維持・増加に向けた重要な取組で、遠山郷学園の特色と魅力を高める最も重要な取組であり、再編後の小学校においても継続します。
- なお、令和7年度から導入している遠山中学校の小規模特認校指定も継続します。

(5) 再編の推進体制について

ア 基本方針

再編を円滑且つ確実に実施していくため、遠山郷学園小学校再編検討委員会を設置し、検討・協議事項や決定事項は多様なメディアで随時発信し周知します。
遠山郷学園内の児童(生徒)の声を聴き、再編後の学校生活に生かしていくよう検討します。

イ 遠山郷学園小学校再編検討委員会

- 遠山郷学園内の小学校の再編を円滑に推進するとともに、再編に伴い設置される学校の開校に向けた総合的な検討及び関係者との調整を行うため、遠山郷学園小学校再編検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置します。
- 検討委員会では、以下の事項について意見を交換し、その結果を飯田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)へ報告いただきます。
 - ・校名に関すること。
 - ・校歌及び校章に関すること。
 - ・学校運営方針及び学校行事に関すること。
 - ・教育課程再編、学級編成に関すること。
 - ・通学路及び通学方法に関すること。
 - ・PTA組織及び児童会組織に関すること。
 - ・前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項
- 検討委員会の委員は、以下の方々の中から 17 名以内で、教育委員会が委嘱します。
 - ・遠山郷学園内の小学校及び未就学児保護者を代表する者
 - ・遠山郷学園内の小中学校長
 - ・上村及び南信濃両地区まちづくり委員会を代表する者
 - ・上村及び南信濃両地区の公民館長
 - ・前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者
- 意見交換をする事項が多岐にわたるため、以下の3つの部会を設けて検討します。
 - ・校名や校歌及び校章に関する協議をする「校名等検討部会」
 - ・通学路及び通学方法について協議をする「通学等検討部会」
 - ・教育課程再編や学級編成、学校運営方針や学校行事、PTAや児童会組織など学校現場で検討事項を共有する「校務等調整部会」
- この検討委員会の庶務は、教育委員会事務局教育政策課が行います。

3 今後のスケジュール

	令和7年度												令和8年度												令和9年度		
	令和7年												令和8年												令和9年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
基本方針の策定(体制・施設・時期等)	検討・協議					確定																					
魅力ある学校づくり																											
校名										検討、合意形成																	
校歌・校章・校則										検討、周知、合意形成																	
教育課程編成・時間割 (複式解消・学習進度調整を含む)										検討、県教委協議(随時)																	
学校行事 (地域行事との調整を含む)										検討、地域(公民館)等との合意形成																	
学級編成・教室配置 (備品配置等を含む)										検討																	
給食対応										検討																	
通学対策										検討、合意形成																	
PTA・児童会再編										検討、周知、合意形成																	
合同授業(児童ケアを含む)										検討																	
長野県教育委員会との協議										必要により随時協議																	
設置条例の改正										必要により報告・説明 (市議会・教育委員会等)																	
通学区の見直し										必要により報告・説明 (市議会・教育委員会等)																	
施設の環境整備										環境整備検討・合意形成																	
引っ越し																											
閉校・開校式典等										検討																	

実質的な再編 合同授業の実施

完全再編

遠山郷学園小学校再編検討委員会設置